

野田市自転車等駐車場条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和2年3月3日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第6号

野田市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

野田市自転車等駐車場条例施行規則（平成14年野田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について、」を「に関し」に改める。

第2条の表中

「

野田市駅市営第1自転車等駐車場
野田市駅市営第2自転車等駐車場

」を「

野田市駅市営自転車等駐車場

」に改める。

第2条の2第1項中「（別記第1号様式）」を削る。

第2条の3第1項中「（別記第2号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第3号様式）」を削る。

第3条第1項中「（別記第4号様式）」を削り、同条第4項中「（別記第5号様式）」及び「（別記第6号様式）」を削る。

第4条第2項中「（別記第7号様式）」を削り、同条第3項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。

第5条第1項中「回数券」の次に「（条例第11条第2項の回数券をいう。以下同じ。）」を加え、「（別記第8号様式）」を削り、同条第2項及び第3項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改め、同条第4項中「の様式」を削り、「別記第9号様式のとおり」を「野田市自転車等駐車場一時使用券によるもの」に改める。

第6条中「（別記第10号様式）」を削る。

第7条第1項中「（別記第11号様式）」を削る。

第8条第2項中「（別記第12号様式）」を削る。

第9条第2項中「（別記第13号様式）」を削る。

第12条の次に次の1条を加える。

(野田市駅市営自転車等駐車場の管理)

第12条の2 野田市駅市営自転車等駐車場の管理についての第2条第2項、第3条第1項、第3項、第4項及び第5項、第4条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第13条を次のように改める。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 野田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和2年野田市条例第1号）による改正後の野田市自転車等駐車場条例第2条に規定する野田市駅市営自転車等駐車場に係るこの規則による改正後の野田市自転車等駐車場条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条の2の規定により読み替えて適用する新規則第3条の規定による定期使用の許可及び新規則第4条の規定による使用料の納付等に関し必要な手続その他の行為は、新規則の施行前においても行うことができる。